令和７年度社会福祉法人指導監査結果及び改善状況

注1）改善状況については、「改善済」、「改善中」、「未改善」の区分で表示します。

「改善済」：法人からの報告、書類等で改善を確認できたもの

「改善中」：法人からの報告、書類等で改善に着手済又は着手の意思表示を確認できたもの

「未改善」：改善の着手の意思表示が確認できないもの

法人名称	実施日 （下段※は前回の実施日）	文書指摘の内容	改善状況
斉慎会	令和７年10月28日 ※令和４年10月26日	運営・会計　指摘なし	―
ふたば会	令和７年12月８日 ※令和４年12月21日	評議員会の１週間（中７日）前までに評議員に通知を発出すること。また、理事会の日の１週間（中７日間）前までに、各理事及び監事に対してその通知を発出すること。	改善済
遠江厚生園	令和８年１月14日 ※令和５年１月11日	評議員会の招集通知から開催まで中７日以上の間隔を確保すること。	改善済
		定時評議員会の開催日について、理事会と２週間（中14日）以上の間隔を確保すること。	改善中
		理事会の招集通知から開催まで中７日以上の間隔を確保すること。	改善済
磐田市社会福祉協議会	令和８年１月23日 ※令和５年１月25日	評議員の就任に当たり、就任承諾書等を徴して就任の意思を確認すること。	改善済
		評議員選任解任委員会の招集通知は会議の開催日の１週間前までに各委員に対して送付すること。	改善中
		理事会を招集する際には、理事会の日の１週間前までに各理事及び各監事に対してその通知を発送すること。	改善済
シオン会	令和８年２月９日 ※令和５年２月８日	理事会を招集する際には、理事会の日の１週間前までに各理事及び各監事に対してその通知を発送すること。	改善中
		閉鎖した事業については評議員会の決議を経て速やかに定款変更を行うこと。	改善中
		資産の総額以外の登記事項の変更については、変更が生じたときから２週間以内に行うこと。	改善中
白寿会	令和８年２月18日 ※令和５年２月16日	運営・会計　指摘なし	―